



2022年2月24日

各 位

会社名 日本管理センター株式会社  
代表者名 グループ CEO 代表取締役 社長執行役員 武藤 英明  
(コード番号：3276 東証第一部)  
問合せ先 グループ CFO 取締役 上席執行役員 服部 聡昌  
(電話 03-6268-5225)

## 商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、以下のとおり商号の変更及び定款の一部変更について 2022年3月25日開催の第20回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 商号の変更について

##### (1) 変更の理由

当社グループは今年創立 20 周年を迎えます。当社グループは創立以来 20 年にわたり「オーナー資産の最大化」をミッションとして、賃貸マンション・アパートオーナーの経営代行事業を展開してまいりました。2022年1月末現在では運用戸数 106,703 戸と業界内において一定の規模を形成していく中で、当社の英語表記である Japan Property Management Center の頭文字をとった略称「JPMC」は業界内、社内において認知されております。

当社グループでは創業期より、賃貸住宅業界における社会課題である、賃貸物件の供給過多に起因する高い空室率の解決へ、「建てる論理」ではなく「住む論理」によるビジネスモデルを構築し事業を進めてまいりました。「住む論理」とは、業界を永らく牽引してきた賃貸住宅メーカーに代表される、賃貸住宅を新築し、その建築工事から利益を得るビジネスモデルとは一線を画し、リニューアル・リフォーム・リノベーションなどにより既存物件の魅力度を高め、入居者に住み続けて頂くことでスクラップ&ビルドを繰り返さない持続可能な社会を賃貸住宅オーナー、全国にネットワークされたパートナー企業、入居者といった多様なステークホルダーと共創するという理念であります。当社グループでは Purpose を「住む論理」の追求と定義し、社会的価値の創出へ取り組んでおります。

この度、業界内、社内で認知されている「JPMC」を商号とし、Purpose の実現に向けコーポレートブランドを刷新するために、商号を日本管理センター株式会社から株式会社 JPMC へ変更することといたしました。

今後も当社 Purpose の実現に向け事業を推進するとともに、入居でお困りの高齢者や外国人への住居提供など、よりサステナブルな社会の実現に寄与すると共に、わが国特有の社会課題を解決できる社会的価値を創出するブランドになることが、多様なステークホルダーのウェルス向上に寄与すると考えております。さらに次世代に永続的に発展できるよう多様なステークホルダーと持続可能な社会の実現へ向けて事業に取り組んで参ります。

##### (2) 新商号 (英文表記)

株式会社 JPMC (英文: Japan Property Management Center Co., Ltd.)

(3) 変更予定日

2022年6月7日

※本商号変更は、2022年3月25日に開催予定の第20回定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

①商号の変更

前述の1. 商号変更に記載のとおり、商号変更を行うべく、第1条(商号)を変更するものです。

②事業の目的の変更

当社の今後の収益基盤の強化に向けた事業の多様化に対応するため、第2条(目的)を変更するものです。

③株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- a. 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- b. 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することが出来るようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- c. 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- d. 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>日本管理センター株式会社</u> と称し、英文では Japan Property Management Center Co., Ltd.と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社 JPMC</u> と称し、英文では Japan Property Management Center Co., Ltd.と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～5. (条文省略)  6. <u>建築材料、室内装飾品、家具照明器具、厨房器具、住宅設備機器の販売、設置工事及び保守管理</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～5. (現行どおり)  6. <u>建築材料、室内装飾品、家具、照明器具、電化製品、厨房器具、住宅設備機器の販売、リース、レンタル、設置工事及び保守管理</u>

<p>7.～8. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>9.～21. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>22. 前各号に付帯又は関連する一切の事業及び業務</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新 設)</p>	<p>7.～8. (現行どおり)</p> <p>9. PropTechの企画、開発、構築、販売、<u>運営及び保守管理</u></p> <p>(以下、号数繰り下げ)</p> <p>10.～22. (現行どおり)</p> <p>23. <u>有料職業紹介事業</u></p> <p>24. 前各号に付帯又は関連する一切の事業及び業務</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して<u>交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(商号変更の時期)</u></p> <p>第2条 定款第1条(商号)の変更は、2022年6月7日に効力を発生し、その効力発生日をもって本条は削除する。</p>
--	--

(新 設)	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第3条 定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
-------	---

(3) 日程

①定款変更のための株主総会開催予定日

2022年3月25日

②定款変更の効力発生予定日

上記2.(1)① 2022年6月7日

上記2.(1)② 2022年3月25日

上記2.(1)③ 2022年3月25日

以上